

回覧

町・民 各 位

令和6年11月1日

滑川町長 大塚 信一
(公印省略)

『環境美化の日』町内一斉美化運動の実施について

滑川町では「滑川町の環境をよくする条例」を平成8年に施行し、毎年6月と12月の日曜日に『環境美化の日』町内一斉美化運動を実施してまいりました。

清潔で美しい町を保ち、生活環境の整備をさらに進めるため、下記のとおり実施いたしますので、地域の皆様のご理解とご協力をお願ひいたします。

記

1 日 時 令和6年12月1日（日）午前8時から実施をお願いします。

※実施の詳細及び雨天等による実施の判定につきましては、環境委員・環境補助員等地域の役員にご確認ください。

2 区 域 滑川町全域の道路（グレーチング）・歩道・水路等

3 内 容 1) クリーンウォーク（町内のごみ拾い）

2) ごみは、①もえるごみ ②空き缶 ③空きビン
④プラスチック類 ⑤粗大ごみ
に分別して、①～④は配布する袋に入れて出してください
※配布した袋は「環境美化の日」のみ、もえるごみ・資源プラスチック以外の収集にもご使用いただけます。

例：もえるごみ指定袋に空き缶をまとめる。→収集します。

3) ごみは、各地域の集会所等指定された場所に出してください。

4) ごみ袋の配布は、11月1日より全戸配布させていただきます。

4) 注 意 ●必ず袋に入れて出して下さい。袋に入っていないものは収集しません。
●個人宅からのごみ、草・枝類は収集しません。出された場合には、
地域の責任において処理をお願いいたします。
●放置自転車等がある場合は環境課までご一報ください。